

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日)

## 目次

### ◇選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙長等の選任

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙会の場所等

### ◇鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙の様式

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において

準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による選挙を昭和五十一年八月四日に行うので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第三十三条第五項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙長及びその職務代理者を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九條において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

#### 一 選挙長

岩美郡岩美町大字網代二八一番地一一 山岡松義

#### 二 選挙長職務代理者

岩美郡岩美町大字田後二二〇番地 仲山繁男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四

表折目

裏折目

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

○ 注意

- 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

候補者氏名  
候補者氏名  
(名称)

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五

五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十一年七月二十三日  
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

表

裏

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時

昭和五十一年八月七日 午前十一時

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

昭和五十一年八月四日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 山岡 松義

一 場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時

昭和五十一年八月一日 午後五時十分